

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 村山市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
3,088	4,174	257	7,519

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	11,457	10,916	541	525	411	17,051	
土地区画整理事業特別会計	21	21	0	0	21	138	
一般会計等	11,457	10,916	541	525		17,189	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうちの一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	761	671	89	633	116	1,453	570	法適用企業
公共下水道事業特別会計	1,943	1,924	39	18	489	9,654	7,598	
農業集落排水事業特別会計	75	71	4	4	59	805	721	
国民健康保険事業特別会計	2,647	2,577	70	70	192	—	—	
老人保健医療事業特別会計	342	342	—	—	10	—	—	
介護保険事業特別会計	1,919	1,886	33	33	306	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	257	254	4	4	91	—	—	
公営企業会計等 計				762		11,912	8,889	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうちの一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうちの一般会計等繰入見込額	備考
山形県消防補償等組合	1,145	1,137	8	8	8	—	—	
山形県自治会館管理組合	112	85	28	28	—	—	—	
山形県市町村職員退職手当組合	10,125	9,718	407	407	—	—	—	
東根市外二市一町共立衛生処理組合	2,962	2,890	72	72	80	1,766	139	
北村山広域行政事務組合	255	238	17	17	99	23	12	
河北町ほか2市広域斎場事務組合	307	303	4	4	—	389	117	
山形県後期高齢者医療広域連合(普通会計分)	1,482	1,469	12	12	14	—	—	
山形県後期高齢者医療広域連合(事業会計分)	114,837	112,446	2,391	2,391	1,875	—	—	
北村山公立病院組合	5,351	5,402	△ 51	600	—	3,833	421	法適用企業
一部事務組合等 計				3,539		6,011	689	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの預借保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
村山市土地開発公社	△ 10	450	5	—	—	—	—	—	
村山市余暇開発公社	12	25	10	—	—	—	—	—	
村山市体育協会	0	25	10	1	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			25	1	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	323	355	32
減債基金	96	82	△ 14
その他充当可能基金	1,019	1,006	△ 13
充当可能基金 計	1,439	1,443	5

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.15	6.99	1.84	△ 13.88	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	16.42	17.14	0.72	△ 18.88	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	19.3	19.9	0.6	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	198.9	181.5	△ 17.4	350.0					
財政力指数	0.38	0.39	0.01						
経常収支比率	95.9	93.8	△ 2.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。